

## 上富良野町住宅改修費補助金交付要綱

(令和5年3月14日決定)

(令和5年5月10日決定)

(令和6年3月12日決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、上富良野町内で住宅の改修等を行う所有者に対し、予算の範囲内で工事費等の一部を補助することにより、住宅の居住性、耐久性及び安全性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住環境を整備すると共に、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化、合わせて地球温暖化対策の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 住宅 町内に建設されている、居住の用に供する建物又は建物の部分（居住の用以外の用に供する部分との共用部分を含む。）で、共同住宅又は長屋等で賃貸営業用の部分を除く。ただし、別表1において別の定めがある場合においてはこの限りでない。

(2) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、兼用又は併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）及び共同住宅をいう。

(3) 空き家 住宅でおおむね1年以上使用した実績がないもの

(4) 建設業者等 次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 町内に主たる事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する者

(イ) 上富良野町商工会工業部会員である者

イ ア（ア）に該当する町外に主たる事業所を有する法人で、対象工事の全部又は一部を下請負契約によりアに規定する者が施工したことを証明できる者

(5) リフォーム工事等 第3条第1項各号に規定する工事等をいう。

(6) 対象工事費 補助金を申請するリフォーム工事等に要する費用のうち、次に掲げるもので補助金の対象となる部分

ア 製品、材料費その他これらに類するもの

イ 製品等の設置費、施工費その他これらに類するもの

ウ 仮設費、養生費、運搬費その他これらに類するもの

エ 調査費、診断費、設計費その他これらに類するもの

オ 解体費、廃棄物処分費、清掃費その他諸経費等

カ 消費税及び地方消費税相当額

(7) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

(平成18年1月25日付け国土交通省告示184号別添)」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ 国土交通大臣がアの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法(「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(技術的助言)(平成31年1月1日付け国住指第3107号国土交通省住宅局長通知)」)による耐震診断

ウ 上記ア及びイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(8) 耐震改修工事 耐震診断の結果により倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しているもの

(補助金の対象となる工事等)

第3条 補助金の対象となる工事等は、住宅に対して建設業者等との請負契約等により実施するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) リフォーム工事
- (2) バリアフリー化工事
- (3) 省エネルギー化工事
- (4) 省エネルギー設備機器の導入
- (5) 耐震診断の実施
- (6) 耐震改修工事
- (7) 空き家の解体工事

2 対象工事費には、次に掲げる費用を含まないものとする。

- (1) 住宅と非住宅部分を併せた工事の場合は、当該非住宅部分の工事に要する費用
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく日常生活用具(住宅改修)の給付を受ける場合は、その住宅改修の工事に要する費用
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅介護住宅改修費等の支給を受ける場合は、その居宅介護住宅改修費等に係る工事に要する費用
- (4) 国、北海道及び町その他公共的団体等から資金として助成金、交付金等の交付を受けて工事をする場合は、当該工事に要する費用
- (5) 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要する費用
- (6) 外構工事(塀、車庫、物置、舗装、造園、通路、門扉等)に要する費用
- (7) 家具、家庭用電気機械器具等の購入に要する費用
- (8) 製品保証料、保証期間延長料その他これらに類するものに要する費用
- (9) 工事を行うための引越費、工事期間の宿泊費その他これらに類するものに要する費用
- (10) その他当該工事を行うにあたり、明らかに不要又は著しく過剰であると判断されるものに要する費用
- (11) 本要綱の目的に寄与する根拠を示すことができないリフォーム工事等に要する費用

3 前項各号の費用において、補助金の対象となる部分との同時施工による共通費用に

については、あん分により算出するものとする。

4 町長は、特段の事情への配慮が必要と認められる場合は、補助事業の対象に係る要件の一部を免ずることができる。

(補助金の対象となる要件)

第4条 リフォーム工事等の要件は、別表1に規定するとおりとする。また、補助金の対象となる住宅及び既存住宅には建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に明らかな違反がないこと。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付対象者」という。)は、リフォーム工事等を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) リフォーム工事等を行う住宅(以下「対象住宅」という。)の所有者又は所有者の親、子(未成年者を除く。)若しくは配偶者(対象住宅について、将来所有権移転が見込まれる場合に限る。)

(2) 対象住宅の所有者及びその者と同一の世帯に属する者全員が上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例(平成18年上富良野町条例第19号)第2条第3号に規定する滞納者でないこと。

(3) 上富良野町暴力団排除の推進に関する条例(平成24年上富良野町条例第13号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。

(4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

(補助金の額)

第6条 第3条第1項各号の補助金の額は、別表1に規定するとおりとする。また、各号を併用する場合の補助金の額は、同項第1号から第4号ごとの上限額の範囲内で算定した合計額の上限額を30万円とし、同項第5号から第8号ごとの上限額の範囲内で算定した額をそれぞれ加算するものとする。

2 第2条第4号イに規定するものと請負契約等を契約した場合の補助金の額は、前項で算定された額に当該法人との請負契約等額に占める同号アに規定するものに対する対象工事の下請負契約額の割合を乗じて得た額とする。

3 過去に本要綱又は上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱(平成26年3月25日決定)により補助金等の交付を受けている住宅に係る補助金の額は、前2項により算出された補助金の額と既に交付を受けている補助金等額の合計額が30万円を超えない範囲で交付するものとする。

4 前項3項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 交付対象者は、リフォーム工事等の着手前に上富良野町住宅改修費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事等を行おうとする住宅の所有者が明らかとなる書類

(2) リフォーム工事等の内容及びリフォーム工事等に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類

- (3) 各種公的支給等に関する申出書（別記様式第2号）。ただし、申請（予定）がない場合は添付を要さない。
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (5) 写真（リフォーム工事等の実施前の状況を撮影したもの）
- (6) 第3条第1項各号ごとに別表1に規定する関係書類
- (7) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を確認のうえ補助の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅改修費補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において、同一の住宅又は既存住宅につき1回限りとする。

3 町長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の内容を変更又は中止（以下「変更等」という。）しようとするときは、上富良野町住宅改修費補助事業変更等承認申請書（別記様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等承認）

第10条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅改修費補助事業変更等承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（完了の届出）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに上富良野町住宅改修費補助事業完了届（別記様式第7号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 写真（リフォーム工事等の施工中及び完成後の状況を撮影したもの）ただし、第3条第1項第5号の場合を除く。
- (2) 建設業者等からのリフォーム工事等に係る代金の請求書の写し
- (3) リフォーム工事等に係る請負契約書又は注文請書等の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（完了検査）

第12条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、書類及び必要に応じて行う実地検査により、当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、上富良野町住宅改修費補助事業完了検査調書（別記様式第8号）に記録するものとする。

（補助金の額の確定等）

第13条 町長は、前条の規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定内容及びこれに

付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対し、上富良野町住宅改修費補助金確定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。  
（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に、交付決定者から提出のあった上富良野町住宅改修費補助金請求書（別記様式第10号）に基づき交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、交付決定者に対し、上富良野町住宅改修費補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、上富良野町住宅改修費補助金返還命令通知書（別記様式第12号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

（要綱の効力）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りではない。

3 第15条から第16条までの規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有するものとする。

（上富良野町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱の廃止）

4 上富良野町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成21年9月18日決定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和5年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第4条、第6条、第7条関係）

要綱第3条に規定する対象となる工事等	補助の対象となる要件	補助金の額	補助金交付申請書に添付する書類
リフォーム工事	<p>住宅の性能維持、向上のための工事で、次の各項に揚げる対象工事費が10万円以上のもの</p> <p>1 増築 既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事をいう。</p> <p>2 改築 既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。</p> <p>3 修繕 住宅の居住性、耐久性及び安全性を向上させるための工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕工事又は補強工事</p> <p>(2) 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(3) 塗装工事</p> <p>(4) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(5) 避難設備、防火設備、換気設備等の設備工事</p> <p>(6) 外壁、屋根等の防火性能を高める工事</p> <p>(7) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(8) 開口部等を設ける工事</p> <p>(9) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(10) 建具の取替え等の工事</p> <p>(11) 壁紙又は床材の張り替え工事</p>	<p>対象工事費に20%を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。</p>	

	<p>(12) 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事</p> <p>(13) その他町長が必要と認める工事</p>		
バリアフリー化 工事	<p>住宅のバリアフリー化のための工事で、次の各項に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 手すりの設置工事（機能の向上や改善を伴わない単なる取替えを除く。）</li> <li>2 床の段差解消、スロープ設置等の工事（付随して行わなければならない壁や建具等の改修を含む。）</li> <li>3 滑りにくい床材への改修工事</li> <li>4 引き戸等への建具の改修、握り玉からレバーハンドル等への改修工事</li> <li>5 和式便器から洋式便器への改修又は洗浄機能付き便座の新設工事</li> <li>6 階段の改修工事（回り階段の解消等。）</li> <li>7 浴室の改修工事（段差解消や落とし込み浴槽等、機能の向上や改善を伴う場合に限り、それらを伴わない単なるユニットバス化等を除く。）</li> <li>8 その他町長が必要と認める工事</li> </ol>	<p>対象工事費に20%を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。</p>	
省エネルギー化 工事	<p>住宅の省エネルギー化のための工事で、次の各項のいずれかを行う対象工事費が10万円以上のもの。ただし、対象となる部位、断熱性能等の算定は別表2による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物全体の断熱改修工事</li> <li>2 開口部の断熱改修工事</li> <li>3 壁の断熱改修工事</li> <li>4 屋根又は天井の断熱改修工事</li> <li>5 床の断熱改修工事</li> </ol>	<p>対象工事費に30%を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。</p>	<p>規定の断熱性能等を満たしている根拠となる算定書等</p>
省エネルギー設 備機器の導入	<p>住宅に省エネルギー設備機器を設置する工事で、次の各項に掲げるもの（第1項、第2項、第5項から第7項及び第11項においては、住宅を新築する際の設置を含む。）。ただし、設備機器は未使用品（中古品を除く。）のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽光発電システム 次の各号のすべてに該当する太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽光発電システム 設備出力1kw当たり5万円とし、30万円を上限とする。</li> </ol>	



	<p>を対象とし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p> <p>(1) 発電した電気が設置される住宅において消費されるもの</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であるもの</p> <p>(3) 余剰型配線であるもの</p> <p>(4) 電力会社の電力系統に連系できるもの</p> <p>2 太陽熱利用システム</p> <p>(1) 自然循環型 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯、空調等に利用し、集熱器及び蓄熱槽が一体化しており、動力を用いないで水又は熱媒を循環させるシステムを設置する工事。</p> <p>(2) 強制循環型 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯、空調等に利用し、集熱器及び蓄熱槽が独立しており、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステムを設置する工事。</p> <p>3 高効率給湯器</p> <p>(1) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 ア 年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 2.7 以上のもの イ 自然冷媒を使用しているもの ウ 寒冷地仕様のもの</p> <p>(2) 潜熱回収型ガス給湯器 ア 給湯暖房器は給湯部熱効率が 94%以上のもの。給湯単能器、ふろ給湯器はモード熱効率が 83.7%以上のもの イ 寒冷地仕様のもの</p> <p>(3) 潜熱回収型石油給湯器 ア 油焚き温水ボイラーは連続給湯効率が 94%以上のもの。石油給湯器の直圧式はモード熱効率が 81.3%以上のもの。石油給湯器の貯湯式は</p>	<p>2 太陽熱利用システム</p> <p>(1) 自然循環型 5万円</p> <p>(2) 強制循環型 10万円</p> <p>3 高効率給湯器</p> <p>(1) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 対象工事費に 30%を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。</p> <p>(2) 潜熱回収型ガス給湯器 対象工事費に 30%を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。</p> <p>(3) 潜熱回収型石油給湯器 対象工事費に 30%を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。</p> <p>(4) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 対象工事費に 30%</p>	
--	--	---	--

	<p>74.6%以上のもの</p> <p>イ 寒冷地仕様のもの</p> <p>(4) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器</p> <p>ア 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上のもの</p> <p>イ 寒冷地仕様のもの</p> <p>4 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム</p> <p>燃料電池発電ユニットはエネルギー消費性能計算プログラム（公開：国立研究開発法人建築研究所）において選択可能な機種であるもの（燃料電池発電ユニットの後付けも可）</p> <p>ガスエンジン・コージェネレーションはガス発電ユニットのJIS 基準（JIS B 8122:2019）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で80%以上のもの</p> <p>5 定置用蓄電池</p> <p>次の各号のすべてに該当する蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用を対象とし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p> <p>(1) 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したもの</p> <p>(2) 蓄電容量が17.76kWh 未満のもの</p> <p>(3) 電力会社の電力系統に連系できるもの</p> <p>6 HEMS機器</p> <p>次の各号のすべてに該当するもの</p> <p>(1) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているもの</p> <p>(2) 1台で住宅の全エネルギーを計測できるよう設置するもの</p>	<p>を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。</p> <p>4 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 対象工事費に30%を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。</p> <p>5 定置用蓄電池 対象工事費に30%を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。</p> <p>6 HEMS機器 3万円</p>	
--	--	---	--

	<p>(3) 計測されたデータの表示ができるもの</p> <p>7 電気自動車充電設備 (V2H) 電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であるもの</p> <p>8 LED 照明設備 既存照明設備を取り除き、新たな LED 照明設備に交換するもの</p> <p>9 高断熱浴槽 既存浴槽を取り除き、新たな浴槽に交換するもので、JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の断熱性能を有する製品へ交換するもの</p> <p>10 節水型トイレ 既存便器を取り除き、新たな便器に交換するもので、JIS A5207:2019 に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の節水性能(使用水量 6.5L 以下)を有する製品へ交換するもの</p> <p>11 地中熱利用システム 地中熱(地下水熱を含む。)を熱源として活用し、空調又は給湯等に利用するシステム。</p> <p>12 空気清浄機能・換気機能付きエアコン 次の各号のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン (1) 国、地方公共団体または独立行政法人(以下「国等」という)が運営する試験機関等 (2) 国等の認可等を受けた試験機関等 (3) 法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等</p>	<p>7 電気自動車充電設備 (V2H) 10 万円</p> <p>8 LED 照明設備 対象工事費に 20% を乗じて得た額とし、3 万円を上限とする。</p> <p>9 高断熱浴槽 対象工事費に 30% を乗じて得た額とし、30 万円を上限とする。</p> <p>10 節水型トイレ 対象工事費に 30% を乗じて得た額とし、30 万円を上限とする。</p> <p>11 地中熱利用システム 10 万円</p> <p>12 空気清浄機能・換気機能付きエアコン 対象工事費に 30% を乗じて得た額とし、30 万円を上限とする。</p>	
耐震診断の実施	<p>既存住宅に対して実施する耐震診断で、次の各項のすべてに該当するもの</p> <p>1 地上 3 階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること。</p> <p>2 9 月 30 日までに補助申請が可能であること。</p>	対象となる費用に 50% を乗じて得た額とし、5 万円を上限とする。	住宅の建築年月のわかるもの
耐震改修工事	既存住宅に対して実施する耐震改修工事で、次の各項のすべてに該当するもの	30 万円	住宅の建築年月のわ

	<p>1 地上3階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること。</p> <p>2 耐震診断の結果により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある又は高いと判断された既存住宅の耐震改修のための工事で、その内容が耐震関係規定（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条に規定する耐震関係規定をいう。）又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>3 共同住宅（木造で延べ床面積500m<sup>2</sup>以内のものを除く。）に係る耐震改修工事にあつては、次の（1）及び（2）の要件又は（1）及び（3）の要件に該当するものとする。</p> <p>（1）原則として、専門的機能を有すると知事が認める機関（別表1-1）において耐震診断結果が確認されていること。</p> <p>（2）原則として、専門的機能を有すると知事が認める機関（別表1-1）において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。</p> <p>（3）建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定によるほか、これと同等に地震に対して安全な構造となることを確認できる方法による。</p> <p>4 9月30日までに補助申請が可能であること。</p>		<p>かるもの</p> <p>耐震診断報告書</p> <p>補強後の想定耐震診断報告書</p> <p>改修計画書（共同住宅に限る。）</p>
<p>空き家の解体工事</p>	<p>1 不良住宅等</p> <p>2に該当し、かつ次のいずれかに該当すること。</p> <p>（1）町による事前調査で、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の規定に基づく「不良住宅」と判定された空き家であること。</p> <p>（2）上富良野町空き家等対策計画に基づき特定空き家等（放置すれば特定空き家等に該当することになる恐れのあるものを含む）として認められた空き家であること。</p> <p>2 その他の空き家</p>	<p>1 不良住宅等</p> <p>対象工事費に50%を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。</p> <p>2 その他の空き家</p>	<p>所有権以外の権利が設定されている場合、すべての権利者からの解体工事に係る同意書</p>

	<p>次の各号のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 所有権以外の権利が設定されていない住宅であること。又は設定されているすべての権利者の同意を文書で得て、町長にその文書を提出できること。</p> <p>(2) 故意に破損させたものでないこと。</p> <p>(3) 公共事業による除却または移転、建替え等の補償対象でないこと。</p>	<p>対象工事費に20%を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。</p>	
--	--	---------------------------------------	--

別表1-1

機関名
一般社団法人北海道建築士事務所協会
一般財団法人北海道建築指導センター
日本ERI(株)
(株) サッコウケン
ビューローベリタスジャパン(株)
上記のほか、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会

## 別表2

### 要綱第3条第1項第3号省エネルギー化工事の断熱性能等の算定方法

#### 1 建物全体の断熱改修工事

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イに定める基準に適合する工事を対象とする。

#### 2 開口部の断熱改修工事

既存の開口部（窓、ドア等）を、住宅の開口部比率に応じて定める熱貫流率以下の部材へ取替える、又は新設（壁部に窓を新設及び内窓を新設）する工事を対象とし、改修する個所数は問わない。

##### (1) 開口部比率の算定

次の式により算定する。

$$\text{開口部比率} = \frac{\text{開口部（窓、ドア等）の面積の合計【m}^2\text{】}}{\text{外皮}^{\ast 1}\text{（壁、屋根又は天井、床、開口部）の面積の合計【m}^2\text{】}}$$

##### (2) 取替え又は新設後の開口部比率別の熱貫流率

開口部比率	熱貫流率【W/(m <sup>2</sup> ・k)】
0.07 未満	2.91
0.07 以上 0.09 未満	2.33
0.09 以上 0.11 未満	1.90
0.11 以上	1.60

#### 3 壁の断熱改修工事

#### 4 屋根又は天井の断熱改修工事

#### 5 床の断熱改修工事

住宅の外皮<sup>\*1</sup>（壁、屋根又は天井、床のいずれかの部分の全て）の断熱材を、別表3に定める住宅の工法及び部位等に応じた熱抵抗値以上の断熱材（種類及び厚さ）へ取替える、又は新設する工事を対象とする。

<sup>\*1</sup> 外皮～建物の外部と内部を隔てる熱的境界

別表3 断熱材の熱抵抗値【m<sup>2</sup>・k/W】と必要厚さ【mm】

住宅の種類	断熱材の施工方法	記号		熱伝導率【W/(m・k)】							
				A-1	A-2	B	C	D	E	F	
		断熱材の種類		0.052 ~0.051	0.050 ~0.046	0.045 ~0.041	0.040 ~0.035	0.034 ~0.029	0.028 ~0.023	0.022 以下	
住宅の種類	断熱材の施工方法	無機繊維系	吹込み用グラスウール	施工密度 13K 18K			30K相当 35K相当				
			住宅用グラスウール		10K相当	16K相当 20K相当	24K相当 32K相当				
			高性能グラスウール				16K相当 24K相当 32K相当	40K相当 48K相当			
			吹込み用ロックウール		25K		65K相当				
			住宅用ロックウール				マット フェルト ボード				
	木質繊維系	タタミボード		15mm							
		A級インシュレーションボード		9mm							
		シーリングボード		9mm							
		吹込み用セルローズファイバー					25K 45K 55K				
	発砲プラスチック系	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板				保温板4号	1~3号	特号			
		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板					1種	2種	3種		
		A種ポリエチレンフォーム保温板				1種 1~2号	2種	3種			
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム						A種3	A種1 A種2				
A種硬質ウレタンフォーム保温板							1種	2種 1~4号			
A種フェノールフォーム保温板						2種1号 3種1号 3種2号	2種2号	2種3号	1種 1~2号		
		部位	熱抵抗値 =断熱材の厚さ【m】 ÷断熱材の熱伝導率	断熱材の必要厚さ【mm】							
				A-1	A-2	B	C	D	E	F	
軸組工法	充填断熱工法	壁	3.3	175	165	150	135	115	95	75	
		屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150	
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30			
枠組壁工法	充填断熱工法	壁	3.6	190	180	165	145	125	105	80	
		屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150	
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30			
軸組工法、枠組壁工法又は鉄骨造	外張断熱工法又は内張断熱工法	壁	2.9	155	145	135	120	100	85	65	
		屋根又は天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分	-	-	-	-	-	-	-	-
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30			
鉄筋コンクリート造	内断熱工法	壁	2.3	120	115	105	95	80	65	55	
		屋根又は天井	3.6	190	180	165	145	125	105	80	
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15		
	外断熱工法	壁	1.8	95	90	85	75	65	55	40	
		屋根又は天井	3.0	160	150	135	120	105	85	70	
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
土間床等の外周部		外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40	
その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15			

上富良野町住宅改修費補助金交付申請書

年 月 日

上富良野町長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

上富良野町住宅改修費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象住宅の所在地：上富良野町
- 2 契約の相手方
  - (1) 名 称 :
  - (2) 担当者名及び連絡先:
  - (3) 要綱第2条第4号イによる町内建設業者等の名称:
- 3 実施する住宅改修等 :
- 4 工事等予定期間 : 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 5 過去の住宅リフォーム等助成金制度による交付実績：  
無・有（交付決定番号 号・助成金額 円）
- 6 要綱第3条第2項第2号から第4号に規定する公的支給等の申請等予定  
無・有（有の場合、別記様式第2号を添付してください）
- 7 補助金交付申請額 : 金 円 （次頁の補助金申請額の算定表による）

【添付書類】

- 1 要綱第7条第1号に該当する旨を証する書類（課税台帳又は登記事項証明書等の写し等）
- 2 リフォーム工事等の内容及びリフォーム工事等に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類
- 3 各種公的支給や助成金等の申請に関する申出書（別記様式第2号）※該当の場合のみ
- 4 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- 5 写真（住宅リフォーム等の実施前の状況を撮影したもの）
- 6 要綱第3条第1項各号毎に別表1に規定する関係書類
- 7 その他町長が必要と認めるもの



補助金申請額の算定表

工事等の区分		ア 総工事費	イ 対象工事費	ウ 補助率 及び上限額	エ 施工者別 の補正	補正後の補助金額 = イ×ウ×エ ※ただし各区分の上限額内	補助金交付申請額 オ（上限額30万円） － 過去に助成を受け た額 + カ  _____ 円 ※100円未満の端数切捨て	
リフォーム工事		円	円	20%・20万円	%	円		
バリアフリー化工事		円	円	20%・20万円	%	円		
省エネ化	・建物全体の断熱改修工事 ・開口部の断熱改修工事 ・壁、屋根又は天井、床の断熱改修工事	円	円	30%・30万円	%	円		
省エネ設備機器の導入	太陽光発電システム	円	円	5万円/Kw・30万円	%	円		
	太陽熱利用システム	自然循環型	円	円	5万円	%		円
		強制循環型	円	円	10万円	%		円
	高効率給湯器	自然冷媒給湯器	円	円	30%・30万円	%		円
		潜熱回収型給湯器	円	円	30%・30万円	%		円
		併用型給湯器	円	円	30%・30万円	%		円
	家庭用燃料電池	円	円	30%・30万円	%	円		
	定置用蓄電池	円	円	30%・30万円	%	円		
	HEMS機器	円	円	3万円	%	円		
	電気自動車充電設備	円	円	10万円	%	円		
	LED照明設備	円	円	20%・3万円	%	円		
	高断熱浴槽	円	円	30%・30万円	%	円		
	節水型トイレ	円	円	30%・30万円	%	円		
地中熱利用システム	円	円	10万円	%	円			
空気清浄・換気機能付エアコン	円	円	30%・30万円	%	円			
小計		円	円			オ		円
耐震診断		円	円	50%・5万円	%	円		
耐震改修		円	円	30万円	%	円		
空き家の解体	不良住宅等	円	円	50%・100万円	%	円		
	その他の空き家	円	円	20%・50万円	%	円		
小計		円	円			カ	円	

各種公的支給等に関する申出書

年 月 日

上富良野町長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

上富良野町住宅改修費補助金の交付申請にあたり、各種公的支給や助成金等の申請（予定）について下記のとおり申出します。

上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第3条第2項第2号から第4号に規定する公的支給等の内容（下欄に記載し、申請内容のわかる図面等を添付してください。）	
名 称	
工 事 内 容	
支 給 等 の 金 額	

### 誓約書兼同意書

私は、上富良野町住宅改修費補助金の申請条件を理解した上で申請し、申請書に記入した事項は、すべて相違ないことを誓約します。

また、上富良野町が申請条件資格の確認を行なうにあたり、必要があるときは、申請書に記入した項目並びに納税状況等について調査することに同意します。

年 月 日

上富良野町長 様

申請者 住 所  
氏 名

### 委 任 状

私は、私の町税等の納税状況及び納税に関する一切の権限を、上記申請者に委任します。

世帯員 氏 名  
世帯員 氏 名  
世帯員 氏 名  
世帯員 氏 名  
世帯員 氏 名

徴税吏員確認月日及び担当者氏名		滞納の 有無	納税誓約書 提出の有無	納税誓約書 の承認状況
事業申請時	確 認 日 年 月 日	有	有	承認する
	確認者職氏名	無	無	承認しない
事業完了時	確 認 日 年 月 日	有	納税誓約書の履行状況	
	確認者職氏名	無	完納・履行中・不履行	

上富良野町住宅改修費補助金交付決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

上富良野町長

年 月 日付けで申請のあった補助金については、上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第8第1項の規定により、補助金の交付を決定（却下）しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 対象住宅の所在地：上富良野町
- 2 契約の相手方
  - (1) 名 称 :
  - (2) 担当者名及び連絡先:
  - (3) 要綱第2条第4号イによる町内建設業者等の名称:
- 3 実施する住宅改修等 :
- 4 工事等予定期間 : 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 5 補助金交付決定額 : 金 円

【注意事項】

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付の決定が取消しとなる場合があります。
  - ① 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - ② 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
  - ③ 町長が相当と認める事由があったとき。
- 2 補助事業を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- 3 補助事業に着手したとき及び補助事業が完了したときは、速やかに町長に届け出ること。
- 4 却下通知の場合は、「1 対象住宅の所在地」以降の項は「却下の理由」とする。

上富良野町住宅改修費補助事業変更等承認申請書

年 月 日

上富良野町長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けたリフォーム工事等  
について、その内容を変更したいので、上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第9条第1項の規定に  
より、次のとおり申請します。

記

変更等の内容及び変更等の理由：

【注意事項】

- 1 変更等の内容及び変更等の理由については、できるだけ詳しく記載すること。
- 2 リフォーム工事等の内容及びリフォーム工事等に要する費用の変更の場合は、変更後の内容  
及び積算基礎が明らかとなる書類を添付すること。

上富良野町住宅改修費補助事業変更等承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

上富良野町長

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更等については、上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第10条の規定により、承認（不承認）とすることに決定しましたので通知します。

なお、変更を承認した補助事業の変更後の内容は次のとおりです。

記

- 1 対象住宅の所在地：上富良野町
- 2 契約の相手方
  - (1) 名 称 :
  - (2) 担当者名及び連絡先：
  - (3) 要綱第2条第4号イによる町内建設業者等の名称：
- 3 実施する住宅改修等 :
- 4 工事等予定期間 : 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 5 変更後の補助金交付決定額： 金 円

【注意事項】

- 1 不承認通知の場合は、本文なお書を削除し、「1 対象住宅の所在地」以降の項は「不承認の理由」とする。

上富良野町住宅改修費補助事業完了届

年 月 日

上富良野町長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けたりフォーム工事等  
について完了したので、上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり届け  
出します。

記

- 1 補助事業着手・再開年月日： 年 月 日
- 2 補助事業完了年月日 : 年 月 日

【添付書類】

- 1 写真（リフォーム工事等の施工中及び完成後の状況を撮影したもの。）ただし、要綱第3条  
第1項第5号の場合を除く。
- 2 施工業者等からのリフォーム工事等に係る代金の請求書の写し
- 3 リフォーム工事等に係る請負契約書又は注文請書の写し
- 4 その他町長が必要と認めるもの





上富良野町住宅改修費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

上富良野町長

年 月 日付けで提出のあった上富良野町住宅改修費補助事業完了届に基づき検査を行った結果、上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の額を確定しましたので、次のとおり通知します。

なお、上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、補助金受領後1カ月以内にリフォーム工事等に係る代金の領収書の写しを提出願います。

記

1 補助金確定交付額： 金 円

【注意事項】

- 1 確定を受けた補助金の交付を受けようとする者は、速やかに上富良野町住宅改修費補助金請求書を提出すること。

上富良野町住宅改修費補助金請求書

年 月 日

上富良野町長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

㊞

年 月 日付け第 号で補助金の確定通知を受けた補助事業に係る補助金について、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金確定交付額： 金 円
- 2 補助金請求額： 金 円
- 3 補助金の振込先：

金融機関名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

※申請者と口座名義人は同一としてください。

上富良野町住宅改修費補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

上富良野町長

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定をした（額の確定をした）補助事業について、上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第15条第1項第 号の規定により当該決定の全部又は一部を取り消したので、次のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付決定（確定）額： 金 円
- 2 取り消しの理由 :

上富良野町住宅改修費補助金返還命令通知書

第 号  
年 月 日

様

上富良野町長

年 月 日に交付した補助事業に係る補助金について、上富良野町住宅改修費補助金交付要綱第16条の規定により次のとおり返還するよう命じます。

記

- 1 返 還 の 理 由：
- 2 交付済みの補助金の額： 金 円
- 3 返還すべき補助金の額： 金 円
- 4 返 還 金 の 支 払 期 限：上記金額を別紙の納付書により、年 月 日までに返還してください。